

適格合併等を行った場合の調整後の控除未済欠損金額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表七(一)付表一

平十八・四・一以後終了事業年度分

適格合併等を行った場合の調整後の控除未済欠損金額						
事業年度	欠損金の区分	控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額 〔適格合併等の別：適格合併・合併類似適格分割型分割 適格合併等の日： 被合併法人等の名称：〕		調整後の控除未済欠損金額	
		〔前期の別表七(一)「3」又は(4)、(8)若しくは別表七(一)付表二「2」、「3」若しくは「4」〕	被合併法人等の事業年度	欠損金の区分	被合併法人等の未処理欠損金額 〔最後事業年度若しくは分割前事業年度の別表七(一)「3」又は(4)、(8)若しくは別表七(一)付表二「2」、「3」若しくは「4」〕	(1) + (2)
		1			2	3
：	：	円	：	：	円	円
：	：		：	：		
：	：		：	：		
：	：		：	：		
：	：		：	：		
：	：		：	：		
計			計			

特定資本関係を有する法人と適格合併等を行った場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細

適格合併等の別	適格合併・適格分割・適格現物出資		適格合併等の日	・	・	
対象法人の別	被合併法人等(名称： )・当該法人		特定資本関係発生日	・	・	
対象法人の事業年度	欠損金の区分	共同事業を営むための適格合併等に該当する場合	共同事業を営むための適格合併等に該当しない場合			
		被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最後事業年度若しくは分割前事業年度の別表七(一)「3」又は当該法人の前期の別表七(一)「3」〕	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額 〔被合併法人等の最後事業年度若しくは分割前事業年度の別表七(一)「3」又は当該法人の前期の別表七(一)「3」〕	特定資本関係事業年度前の事業年度の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額 〔(5)のうち特定資本関係事業年度前の事業年度に係るもの〕	特定資本関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額 (9) - (13)	引継ぎを受ける未処理欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額 〔特定資本関係事業年度前の事業年度である場合は0、特定資本関係事業年度以後の事業年度である場合は(5)と(7)のうち少ない金額〕
		4	5	6	7	8
：	：	円	円	円	円	円
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
計						

特定資本関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

対象法人の特定資本関係事業年度以後の事業年度	特定資本関係事業年度以後の事業年度の欠損金額発生額 〔特定資本関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金」〕	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 (9)と(12)のうちいずれか少ない金額
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 (10) - (11)	12	
	9	10	11	12	13
：	円	円	円	円	円
：					
：					
：					
計					

## 別表七(一)付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第57条第2項、第3項及び第5項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》若しくは法第58条第2項《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》又は平成16年改正前の法（以下「平成16年旧法」といいます。）第57条第2項、第3項及び第5項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》（平成16年改正法附則第44条第1項又は第2項《欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成16年改正前の措置法第66条の12第4項及び第5項又は第66条の13第6項及び第7項《欠損金の繰越期間の特例》の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）若しくは平成16年旧法第58条第2項《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額1」の欄は、当該事業年度が法第57条第6項に規定する分割型分割の日の前日の属する事業年度（令第112条第16項《適格合併等による欠損金の引継ぎ等》に規定する分割型分割の日の前日の属する事業年度を除きます。）又は法第57条第6項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合には、同項又は平成16年旧法第57条第6項の規定により当該法人の欠損金額とみなされる法第81条の9第5項《連結欠損金の繰越し》に規定する連結欠損金個別帰属額（以下「連結欠損金個別帰属額」といいます。）を記載します。なお、当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、法第57条第9項（令第112条第18項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）若しくは第58条第4項又は平成16年旧法第57条第9項（令第112条第18項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）若しくは平成16年旧法第58条第4項の規定によりないものとされる欠損金額及び令第112条第12項第3号に定める欠損金額並びに当該法人が法第57条の2第1項《特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用》に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しないでください。
- 3 「被合併法人等の未処理欠損金額2」の欄は、法第57条第2項に規定する適格合併等に係る同項に規定する被合併法人等が連結法人（同条第7項に規定する連結法人に限ります。）である場合には、当該連結法人の連結欠損金個別帰属額を記載します。なお、同条第8項に規定する欠損金額、令第112条第12項第1号及び第2号に定める欠損金額並びに同条第14項（令第116条の2第5項《未処理災害損失欠損金額の引継ぎの除外》において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける令第112条第14項に規定する被合併法人等の欠損金額並びに当該法人が法第57条の2第1項に規定する欠損等法人である場合における同条第2項第1号に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、記載しないでください。
- 4 法第57条第2項に規定する合併等事業年度及び法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下「被合併法人等」といいます。）の当該適格合併等の日の前日の属する事業年度の確定申告書に添付された別表七(一)（当該被合併法人等が法第57条第7項に規定する連結法人である場合には、当該適格合併等の日の前日の属する連結事業年度の連結確定申告書に添付された別表七の二付表二のうち当該被合併法人等に係るもの）の写しを添付してください。
- 5 「共同事業を営むための適格合併等に該当する場合」の欄は、法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合又は同条第5項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合に記載し、「共同事業を営むための適格合併等に該当しない場合」は、同条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合又は同条第5項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合に記載します。
- 6 「特定資本関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、令第112条第8項（同条第10項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を計算する場合に記載します。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額10」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額11」に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。